2023 春
ベストプランニング
BP通信

■ ～心に響くエッセイ～
「母の宇宙ステーション」

■ 令和5年度　税制改正

保険の見直し
をしませんか

必要なものを
必要なだけ。

保険のプロに
相談してみま
せんか。

心に響くエッセイ

『母の宇宙ステーション』

grape Award 2021 応募作品
作者名：嶋田 隆之

夕飯の支度を始めかけた時、電話が鳴った。
ディスプレーには母の名前があった。
最近の母からの電話と言えば、一人暮らしをする孫娘達の心配ばかりだ。暗いニュースが続くせいで、心配はさらに膨らんでいる。「どうしているんやろ」や「連絡はないの」ばかりを繰り返す。今回もそれだろうと思い、小さくため息をつきながら受話器を取った。
「もしもし、元気ですかぁ。」
母が明るい声で私の近況を問う。私は適当に返事をし、「連絡はない。ないのが元気な証拠だ」といういつもの言葉を準備した。しかし母は、
「今夜なぁ、宇宙ステーションが見られるんやって。」と、全く予想外の話を始めた。思わず、
「なにそれ。どうしたん。」と、大きな声を出した。
母は様々な事に興味を持つ人だった。いくつもの習い事に通い、友達とあちこちへ出かけもしていた。しかし、母の口から「宇宙ステーション」などという言葉が出てきたことは、本当に驚きだった。
母によると今夜、宇宙ステーションが日本の上空を通るらしい。その時間に空を見上げると、宇宙ステーションが光りながら飛ぶのが見えるというのだ。
「さっきのニュースで聞いてん。だから教えてあげようと思って。」
と、母は嬉しそうに言った。思ってもいなかった話題に、母の事が少し不安になった。それでも、
「みんな元気にしてるんかなぁ。連絡は何かないの。」
と、最後には孫娘達の心配になる。やはりいつもの母だと安心し、準備通りに素っ気なく返事をした。
電話を終え、夕食の支度を始める。全て終えて時計を見たら、母の言っていた時刻が近い。用事は済んだし、見たいテレビもない。それならとサンダルをひっかけ、近くの高台へと向かった。
外灯の少ない場所を探し、空を見上げる。本当に見えるのか。母の事だから、時間を聞き間違えていないか。あれこれ考える。そのうちにふと、
「母も今、空を見上げているのだろうか」と思った。
実家の周りは車も多く、星は見えにくいだろう。
そんな中で空を見上げる母を想像する。
母は、一人きりで立っていた。
九年前に父が亡くなり、母はずっと一人だ。今日も母は一人で夕食を食べ、一人で空を見上げている。今更のように気づき、奥歯がぐっとなった。
しかし母が、自分の寂しさを話す事はほとんどない。母からの電話はいつも、私たちの事ばかりだ。
私が趣味にしている投稿が新聞に載った朝には、必ず母から電話が来る。朝一番にかかってくる電話に、「大袈裟や」と笑い飛ばす。それでも母は「よかったね」と、笑って言ってくれる。
そしてどんな話をしていても、最後には必ず孫娘達の心配をし、仕事で毎日忙しい妻を気遣ってくれる。ずっと一人きりなら、あれこれ思う事もあるだろう。しかし、母がそれを口にすることはなかった。
今日の電話でも母は、
「嫌なニュースばっかりやけど、上を向いていられるようにと思って電話してん。」
と言っていた。切れる前には、
「上を向いて暮らしてくださいね。」
とも言ってくれた。適当な返事ばかりをしていた。空を見上げたまま、唇をかんだ。
結局、宇宙ステーションは見えなかった。薄い雲がかかっていたし、見る方角が正しかったかどうかも分からない。あきらめて家へ戻る。たまにはこっちから電話してみようか。歩きながら思った。
「宇宙ステーションは見えへんかった。ずっと上向いてたんやけどなぁ。」
そう言えば母は笑ってくれるだろうか。立ち止まり、また空を見上げた。

～編集者より～
以前もご紹介しましたが、毎年タカラレーベン様が主催している grape award の「心に響く」エッセイコンテストより印象に残ったエッセイをご紹介致しました。
普段、当たり前に接している家族の存在について考えさせられるエッセイでした。

令和５年度　税制改正
どう変わる？

政府は2023年度（令和5年度）の税制改正大綱を決定しました。
その中の、個人所得課税（NISA制度）、資産課税（相続税、贈与税）の見直しについて、どのように変わるのか、お伝えします。

資産課税

資産課税（相続税、贈与税）に関した課税制度には、「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」があります。それぞれに見直しが行われました。

暦年課税制度

贈与税
1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税されます。 ただし、1人当たり年間110万円の基礎控除額があるため、贈与を受けた金額が110万円以下なら贈与税の申告が不要です。

相続税
死亡日以前3年間に贈与した財産は、相続の際、贈与した金額が年110万円以下の基礎控除の範囲内でも、相続財産に持ち戻すこととなっています。
見直しにより、この持ち戻しの期間が、2024年以降の贈与から7年に延長されます。亡くなる前の3年間に贈与された財産の扱いはこれまでと同じです。しかし、それより前の4年間に贈与された分については、全体から100万円を差し引いた金額を相続財産に含めて計算する必要があります。

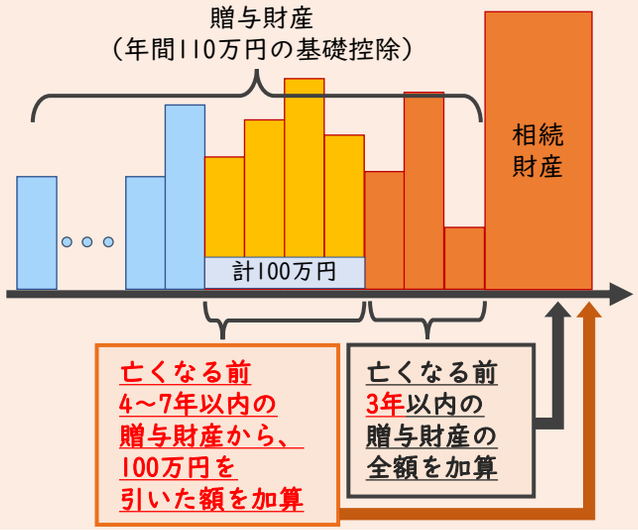

相続時精算課税制度

贈与税
60歳以上の父母または祖父母から、18歳以上の子・孫への生前贈与が、最大2,500万円までは非課税になります。金額に関わらず、贈与税申告書と相続時精算課税選択届書を提出する必要があります。

相続税
贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額から相続税額を計算し、一括して相続税として納税します。見直しにより、贈与財産に対して「年110万円の基礎控除」の枠が加わります。
また、見直しにより、土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合、贈与額は、相続時に再計算されます。

■2023年12月31日までの贈与に適用される制度■

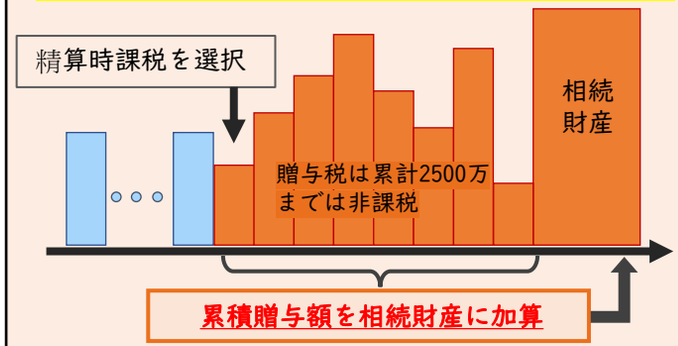

■　2024年以降の贈与に適用される制度　■

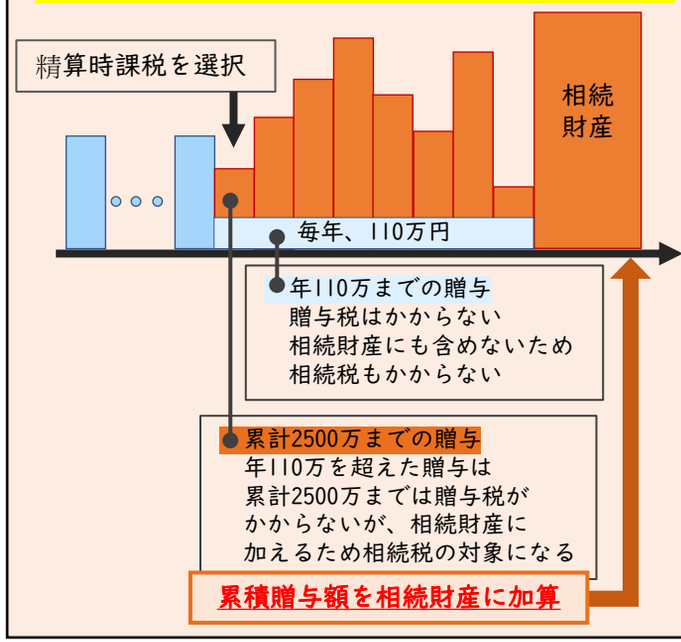

個人所得課税（NISA制度）

「資産所得倍増」「貯蓄から投資へ」の観点から、NISA制度について見直しが行われました。

	つみたてNISA（いずれかを選択）	一般NISA
年間の投資上限額	40 万円	120 万円
非課税保有期間	20 年間	5 年間
口座開設可能期間	平成30年（2018年）～令和19年（2037年）	平成26年（2014年）～令和5年（2023年）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る）	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、 定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

▼

	つみたてNISA（併用可）	一般NISA
年間の投資上限額	120 万円	240 万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）	制限なし（無期限化）
非課税保有限度額（総枠）	1,800 万円　※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）	1,200 万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）	制限なし（恒久化）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る）	上場株式・公募株式投資信託等（安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外）
投資方法	契約に基づき、 定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、 現行制度における非課税措置を適用	

★お客様の声をお聞かせください★

日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
株式会社ベストプランニングへのお客様の声、ご不満・お客対応に関しての要望等ございましたら当社へご連絡頂けると幸いです。今後のサービス及び品質向上に役立てたいと思っております。

こちらからご連絡ください